

通学方法についての審議（観点2）

<通学方法>

中学校3校を統合して現樺台中学校を新校舎として活用とする場合

通学方法として次の①～④までのことが想定されるが、これらの内どの方法が適切か。また、なぜそうすべきか、その理由を明らかにする。

- ① 全員徒歩通学させる。
- ② 樺台中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、東中学校、西中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学と自転車通学にする。
この場合、徒歩通学と自転車通学の範囲をどのように定めるべきか。
ア 学校から（ ）km 以上は自転車通学、それ以内は徒歩通学
イ その他（具体的に）
- ③ 樺台中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、東中学校、西中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学、自転車通学、スクールバス（又はタクシー）通学にする。
ア 学校から（ ）km 以上は自転車通学、（ ）km 以上はスクールバス（又はタクシー）通学、それ以内は徒歩通学
イ その他（具体的に）
- ④ その他の方法

西中学校を樺台学校に統合して新設校とし、東中学校はそのまま新設校とする場合

通学方法として次の①～④までのことが想定されるが、これらの内どの方法が適切か。また、なぜそうすべきか、その理由を明らかにする。

- ① 全員徒歩通学させる。
- ② 東中学校と樺台中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、西中学校の生徒は全員自転車通学とする。
- ③ 東中学校と樺台中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、西中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学と自転車通学にする。
この場合、徒歩通学と自転車通学の範囲をどのように定めるべきか。
ア 学校から（ ）km 以上は自転車通学、それ以内は徒歩通学
イ その他（具体的に）
- ④ 東中学校と樺台中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、西中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学、自転車通学、スクールバス（又はタクシー）通学にする。
ア 学校から（ ）km 以内は徒歩通学とし、それ以上（ ）km までは自転車通学、それ以上はスクールバス（又はタクシー）通学にする。
イ その他（具体的に）
- ⑤ その他の方法

檮台中学校を西中学校に統合して新設校とし、東中学校はそのままで新設校とする場合

通学方法として次の①～④までのことが想定されるが、これらの内どの方法が適切か。また、なぜそうすべきか、その理由を明らかにする。

- ① 全員徒歩通学させる。
- ② 東中学校と西中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、檮台中学校の生徒は全員自転車通学とする。
- ③ 東中学校と西中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、檮台中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学と自転車通学にする。

この場合、徒歩通学と自転車通学の範囲をどのように定めるべきか。

- ア 学校から（ ）km 以上は自転車通学、それ以内は徒歩通学
 - イ その他（具体的に）
- ④ 東中学校と西中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、檮台中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学、自転車通学、スクールバス（又はタクシー）通学にする。
 - ア 学校から（ ）km 以内は徒歩通学とし、それ以上（ ）km までは自転車通学、それ以上はスクールバス（又はタクシー）通学にする。
 - イ その他（具体的に）
 - ⑤ その他の方法

中学校3校を西中学校に統合して新設校とする場合

通学方法として次の①～④までのことが想定されるが、これらの内どの方法が適切か。また、なぜそうすべきか、その理由を明らかにする。

- ① 全員徒歩通学させる。
- ② 西中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、東中学校と檮台中学校の生徒は全員自転車通学とする。
- ③ 西中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、東中学校と檮台中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学と自転車通学にする。

この場合、徒歩通学と自転車通学の範囲をどのように定めるべきか。

- ア 学校から（ ）km 以上は自転車通学、それ以内は徒歩通学
 - イ その他（具体的に）
- ④ 西中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、東中学校と檮台中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学、自転車通学、スクールバス（又はタクシー）通学にする。
 - ア 学校から（ ）km 以内は徒歩通学とし、それ以上（ ）km までは自転車通学、それ以上はスクールバス（又はタクシー）通学にする。
 - イ その他（具体的に）
 - ⑤ その他の方法

中学校3校を東中学校に統合して新設校とする場合

通学方法として次の①～④までのことが想定されるが、これらの内どの方法が適切か。また、なぜそうすべきか、その理由を明らかにする。

- ① 全員徒歩通学させる。
- ② 東中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、西中学校と樺台中学校の生徒は全員自転車通学とする。
- ③ 東中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、西中学校と樺台中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学と自転車通学にする。

この場合、徒歩通学と自転車通学の範囲をどのように定めるべきか。

- ア 学校から（ ）km 以上は自転車通学、それ以内は徒歩通学
 - イ その他（具体的に）
- ④ 東中学校の生徒はこれまで通りの通学方法とし、西中学校と樺台中学校の生徒は距離に応じて徒歩通学、自転車通学、スクールバス（又はタクシー）通学にする。
 - ア 学校から（ ）km 以内は徒歩通学とし、それ以上（ ）km までは自転車通学、それ以上はスクールバス（又はタクシー）通学にする。
 - イ その他（具体的に）
- ⑤ その他の方法

<上記のいずれかの方法を適切とした理由>

＜スクールバス・タクシー等を利用させる場合の集合場所＞

スクールバス・タクシー等を利用させる場合の集合場所を次のどれにすべきか。安全上・健康上の課題を考慮して検討する。

- ① 生徒の車利用は歩く経験を減少させることから、これまで通りの現中学校を集合場所とし、そこからの送迎とする。
 - ・学校跡地が他の施設に転用されて使えなくなる場合には、適切な集合場所を確保する。
 - ・徒歩通学の区域を設定した場合には、該当する生徒を除く。
- ② 学区内に数か所、生徒の集合場所を確保し、そこを集合場所としバス、タクシー等を利用させる。(具体的な場所を数か所、案として挙げる。)

＜集合場所の案＞

＜交通機関利用の費用負担＞

交通機関（スクールバス・タクシー）を利用するにあたってはその費用をだれが負担するのかという課題がある。次の内どれにすべきか。また、なぜそうすべきか。

- ① 全て公費で賄い、保護者負担は無しにする。
- ② 一部公費で賄い、残りは保護者負担とする。(その割合はどのくらいにすべきか。)
- ③ 全て保護者負担とする。
- ④ その他（具体的に）

＜上記を選択する理由＞

＜自転車利用の場合の自転車購入費用＞

生徒に自転車通学をさせる場合には自転車を購入する必要があるが、その費用負担は次の内どのようにすべきか。

- ① 全て公費で賄い、保護者負担は無しにする。
- ② 一部公費で賄い、残りは保護者負担とする。(その割合はどのくらいにすべきか。)
- ③ 全て保護者負担とする。
- ④ その他（具体的に）

＜上記を選択する理由＞

<徒歩通学区域を指定した場合の通学路の指定と安全対策>

通学区域を指定した場合には新たな通学路の指定が必要となる。また、その通学路の安全対策が生じてくる。これは、学校を統合する場合の開設準備の段階で行い、それを事前に保護者児童に周知する必要がある。

そのポイントをできるだけ列挙する。

<p><新たな通学路の指定と安全対策のポイント></p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
--

<自転車通学区域を指定した場合の通学路の指定と安全対策>

中学生の自転車通学区域を指定した場合、通学路の設定と安全対策の面で次のような課題があり、その解決策を検討していく必要がある。

- ① 自転車は道路交通法で「軽車両」に位置づけられているため、歩道と車道の区別がある道路でも車道の左端を通行することになっている。そのため、車の交通量の多いところでは通学に際しかなりの危険が想定されたため、通学路の指定を慎重に行う必要がある。
- ② 「歩行者・自転車専用」の道路もあるため、町の中でどこがその指定になっているのか確認し、自転車が自動車や歩行者と接触しないよう十分指導しておく必要がある。
- ③ 自転車には様々な種類があり、内閣府令で示されている一般の自転車を使用するよう指導する必要がある。

<p>【内閣府令】</p> <p><車体の大きさ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長さ : 190センチメートル以内 ・幅 : 60センチメートル以内 <p><車体の構造></p> <ul style="list-style-type: none"> ・側車をつけていないこと。(補助輪は除く) ・運転者以外の乗車装置を備えていないこと。(幼児用乗車装置を除く) ・ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。 ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
--

- ④ 安全対策の面で自転車使用時にヘルメットを着用するよう指導する必要がある。

- ⑤ 自転車使用に関して自転車の安全点検と交通指導の体制を整備していく必要がある。

心のケア（観点3）

諮問にある案のとおり中学校3校を統合して現樺台中学校に新設校を開設した場合、町での1校の中学校になる。この統合に際し生徒・保護者の不安をできるだけ解消し、前向きな気持ちを持って新しい学校で学ぶという意識を持たせることが重要である。そのために必要な取り組み事項を洗い出し、具体的計画を立てて実施していく必要がある。どんな取り組みが必要か、そしてどう実施していくべきか検討し、その理由も明らかにする。

検討に際しては、小学校の統合で検討してきた事項を基に、小学校との関わり、3年間という期間での教育活動という中学校の特性、児童期の終わりから青年期前期という発達年齢にある生徒の特性等を踏まえて課題を把握し、3校を統合して新設校をつくるという町全体の学校統合に当てはめてその課題解決策を見出すようにする。

<中学校再編に関わる「心のケア」の課題>

- ① 生徒の不安を取り除くための事前指導及び統合する学校相互の事前交流
- ② 新設校の教育理念、教育方針等の保護者への事前説明
 - ・新設校の教育理念及び3年間の教育方針
 - （町で1校という中学校の教育方針・3年間の教育課程・生徒指導方針・進路指導方針
 - ・部活動の方針等）
- ③ 登下校の方法、学校生活のきまりなどこれまでとは変わること理解させるための生徒・保護者への説明
- ④ 小学校高学年の保護者に対しての新設される学校の概要説明
- ⑤ 生徒の不安や悩みに対応するためのスクールカウンセラーや学習支援員等の配置
（生徒の発達年齢に対応できる人材配置及び学校の体制づくり）
- ⑥ 学校支援組織、学校と地域との関わり等の変更点の事前説明
（従前の学校にあった学校支援組織等の調整及び再構築）
- ⑦ 新設校の教職員構成の人事的配慮
- ⑧ 部活動の在り方及び方針の事前説明（*別途「部活動」の観点で検討）

上記の①～⑧の課題解決のために必要な具体的取り組みについて、以下に示す事項を検討し、追加、修正、削除を行う。

<「心のケア」のための具体的な取り組み内容>

- ① 生徒の不安を取り除くための事前指導及び統合する学校相互の事前交流

- 中学校の統合と小学校の統合の時期がずれる場合には、中学校を統合する時期に合わせて、統合後の学校生活に関わる内容を整理し、小学校高学年の児童を含めて事前に周知する。
（学校生活のきまり、これまでの学校生活との違い、など）

- 小学校高学年及び中学校1・2年生を対象に統合する学校の事前交流の場を設定し、計画的に実施して活動を通して相互理解を深める。

-
-

② 新設校の教育理念、教育方針等の保護者への事前説明

- 新設校として設置する際の教育理念、教育方針を明確にし、事前に保護者・地域に説明して理解を得る場を設定する。その際、中学校の特性を踏まえて特に次のことに留意する。

- ・ 町で1校という町立中学校としてどのような教育を進めていく学校にするのか明確に示す。
- ・ 3年間の教育課程を明確にし、青年期前期の生徒にどのような学習体験をさせていくのか明確に示す。
- ・ 中学校3年間の進路指導方針を明確に示す。

-
-

③ 登下校の方法、学校生活のきまりなどこれまでとは変わること理解させるための生徒・保護者への説明

- 変わる登下校の方法の説明（小学校高学年の児童を含めて状況に応じて具体的に）
- 自転車利用及び交通機関を利用する際の費用の説明
- 登下校に関わる安全対策の説明

-
-

④ 小学校高学年の保護者に対しての新設される学校の概要説明

- 新設校の教育理念、教育方針、学校行事等の教育課程、登下校の方法、地域との関わり、学校支援組織、部活動等について整理し、事前に小学校高学年の児童の保護者に説明して不安を解消する場を設定する。

-
-

⑤ 生徒の不安や悩みに対応するためのスクールカウンセラーや学習支援員等の配置

- 生徒の発達年齢に対応できるスクールカウンセラーの配置
- 統合による学校生活に対する不安や学習の遅れなどに対応するための生徒支援ができる臨時的な職員配置

⑥ 学校支援組織、学校と地域との関わり等の変更点の事前説明

- 統合前の各学校の学校支援組織を調整し、新設校を支援するための新たな支援組織体制を明らかにして生徒及び保護者に事前説明を行う。
-

⑦ 新設校の教職員構成の人事的配慮

- 統合前のそれぞれの学校の教職員が新設校に複数配置されるように人事的配慮を行う。
-

⑧ 部活動の在り方及び方針の事前説明（*別途 観点4の「部活動」で検討）

部活動（観点4）

中学校の部活動は生徒及び保護者が特に関心を寄せている事項であり、諮問にある案のとおり中学校3校を統合して現檮台中学校に新設校を開設した場合、新設校の部活動についてどんな課題があるのかを明らかにし、その課題解決策を検討していく必要がある。

そこで、別紙の参考資料「現在の中学校3校の部活動の状況」を参考にして、以下の項目について課題を洗い出し、新設校の部活動はどうあるべきかという視点で課題解決策を検討する。

<検討項目>

- ① 現中学校3校を統合した新設校の生徒数はおよそ450人程度になるが、この規模の学校でどんな部活動を設置することが可能か。(指導教員数、施設設備等を考慮して)
- ② 通学距離が長くなることにより、部活動の実施にどんな課題が生じるか、またその課題をどのように解決すべきか。
- ③ 新設校としてスタートした時点での生徒の部活動所属をどのようにすべきか。(新設校としてスタートした時点での2・3年生への対応)
- ④ 国の部活動の位置づけの変更を想定して、新設校の部活動はどのようにすべきか。(※新聞記事参照)
- ⑤ その他